

副本

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 中ほか67名

被告 国

第3準備書面

平成27年3月12日

福岡地方法院小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

早崎裕



内立久



坂本由美



鶴田恭



八木和廣



大橋美帆



山本

水島



目 次

第1はじめに

4

第2 政権交代前後において民主党が朝鮮高級学校への支給法の適用を前提としていたとする原告らの主張が誤りであること

1 政権交代前について 4

2 政権交代直後について 5

3 支給法案の国会審議について 6

4 小括 7

第3 支給法施行から審査手続の一時停止までの経緯に関する原告らの主張が誤りであること

1 検討会議において朝鮮高級学校を支給対象外国人学校として指定することは前提とされていなかつたこと 11

(1) 検討会議において教育基本法16条1項の「不当な支配」などは議論されていないとする原告らの主張が誤りであること 11

(2) 支給対象外国人学校の指定に関し、文部科学省が適正な学校運営について確認するとされていたこと 13

(3) 就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当は検討事項であったこと

2 小括 13

第4 審査手続の一時停止から審査手続再開までの経緯に関する原告らの主張が誤りであること

15

1 審査手続の一時停止の理由は、審査の公正を図るために、外交上の理由によるものではないこと 15

2 高木文部科学大臣の発言に関する原告らの主張が誤りであること 17

3 「不当な支配」に関する原告らの主張が誤りであること 18

4 小括 20

第5 番查手続再開後から本件不指定処分までの経緯に関する原告らの主張が誤り

7-2442

- 1 本件規程 13 条の適合性判断に当たり、文部科学大臣が朝鮮高級学校に対するのみ要件を加重した事実はないこと 20

2 審査会は、朝鮮高級学校が本件規程の基準に適合していないといふこと

(1) はじめに	22
(2) 第4回審査会について	22
(3) 第5回審査会について	26
(4) 第6回審査会について	29
(5) 第7回審査会について	32
(6) 審査会の照会は適正なものであること	33
3 政権交代により方針が180度変わったとする原告ら主張が誤りであること	34
4 朝鮮高級学校に対する取扱いはコリア国際学園に対する取扱いと矛盾しないこと	36

被告は、本準備書面において、原告らの2014年（平成26年）12月15日付け準備書面(3)（以下「原告準備書面(3)」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるものほかは、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1はじめに

原告らは、原告準備書面(3)をもって、「朝鮮高校が高校無償化制度から排除されるまでの経緯」（原告準備書面(3)第1・4ページ）についての主張した上で、「被告国が、政治状況や政権交代前後で、答弁の変遷、方針の変更を繰り返してきたこと自体が、不指定及びハ号規定の削除が政治・外交上の理由に基づく、違憲・違法な不当な差別であるとの何よりの証左であるといえる。」（原告準備書面(3)第2及び第3・60ページ）と主張する。

この点、本件不指定処分及び本件省令1条1項2号ハの規定の削除が何ら違憲、違法な差別ではないことは、これまで繰り返し述べてきたとおりであるが、原告らの主張する経緯自体、事実の認識及び評価の点に種々誤りがある。

そこで、以下では、政権交代前後において民主党が朝鮮高級学校への支給法の適用を前提としていたとする原告らの主張が誤りであること（後記第2）、支給法施行から審査手続の一時停止までの経緯に関する原告らの主張が誤りであること（後記第3）、審査手続の一時停止から審査手續再開までの経緯に関する原告らの主張が誤りであること（後記第4）、審査手續再開後から本件不指定処分までの経緯に関する原告らの主張が誤りであること（後記第5）について述べる。

第2 政権交代前後において民主党が朝鮮高級学校への支給法の適用を前提としていたとする原告らの主張が誤りであること

1 政権交代前について

- (1) 原告らは、政権交代以前の民主党が朝鮮高級学校への支給法の適用を前提としていたと主張し、その根拠として、民主党のマニフェストに、「すべての人が、生まれた環境に関わりなく、意欲と能力に応じて高等教育（大学・大学院等）を受けられるよう、国際人権規約に基づき、高等教育の無償化を漸進的に導入」（甲第23号証）、「すべての子どもたちに教育のチャンスをつくります」（甲第26号証）、「公立高校を実質無償化し、私立高校生の学費負担を軽減する」（同号証）と記載されていること、「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」（甲第24号証の2）の趣旨説明に、国際人権A規約13条2項（b）の理念の具体化を図るものであると説明されていることを挙げる（原告準備書面(3)第2の1(1)・4ないし6ページ）。
- (2) この点、上記民主党のマニフェストの記載や上記法律案の趣旨説明の記載は、被告においても争うものではない。
- しかしながら、そもそも、上記民主党のマニフェストは政党の基本理念を示したものにすぎず、これをもって朝鮮高級学校について当然に支給法の適用が前提とされていたとはいえない。
- 上記法律案の趣旨説明についても、同法律案が国際人権A規約13条2項（b）に配慮したものであつたとしても、被告第2準備書面第3の2（8ないし10ページ）で述べたとおり、それは支給法の制定の背景事情の一つにすぎない。また、上記法律案の2条1項4号に、「専修学校及び各種学校（高等学校的課程に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定するものに限る。」（甲第24号証の2。傍点は引用者）と記載されていることからも明らかなどおり、政権交代前の民主党においても、外国人学校を含む各種学校については、支給対象外国人学校の指定の要件を設けており、朝鮮高級学

校について当然に支給法の適用が前提とされていたわけではない。

したがって、原告らの上記主張は誤りである。

2 政権交代直後について

- (1) 原告らは、鳴山総理大臣の所信表明演説の中に、「すべての意思ある人が、質の高い教育を受けられる国を目指していくではありませんか。このために、財源をきちんと確保しながら、子ども手当の創設、高校の実質無償化、奨学金の大幅な拡充など進めていきたいと思います」との発言があること、平成22年度の予算概算要求（平成21年10月）に、外国人学校について予算積算されていることから、政権交代直後の民主党が朝鮮高級学校への支給法の適用を前提としていたと主張する（原告準備書面(3)第2の1(2)・7ページ）。

(2) しかしながら、上記鳴山総理大臣の所信表明演説中の発言は、文字どおり、所信を表明したものにすぎないのであって、これをもって朝鮮高級学校について当然に支給法の適用が前提とされていたとはいえない。

また、文部科学省が提出した平成22年度（2010年度）予算の概算要求において、全国の朝鮮高級学校に対する就学支援金「相当」額が計上されているのは、平成22年度予算を計上する時点において、計算上、就学支援金を支給する可能性のある全ての学校（専修学校及び各種学校を含む。）を支給対象とした場合に必要となる予算の概算を計上したからにすぎず（乙第46号証の1及び2）、もとより、その時点において、朝鮮高級学校を含む個々の外国人学校を就学支援金の支給対象とするとの判断や方針が存在しているものではない。このことは、平成22年3月5日の衆議院文部科学委員会における文部科学大臣の「四千八百人の予算の中には、専修学校の高等課程と、各種学校の中の外国人学校の高等課程に該当するものというのを入れて四千八百名が積算されておりますが、ただ、これは実際に、どのいわゆる外国人学校が対象になるかはこれから議論でござりますので、積算に入れ

ていることが自動的に対象になっているというものではございません。」との国会答弁（乙第4号証の1・9ページ。傍点は引用者）からも明らかである。

なお、平成22年2月5日付け「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金Q&A（vol.1）」（甲第28号証）に關し、原告らは、「各種学校については制度上専修学校になり得ない外国人学校について予算積算している」と引用し、これを前提とした主張をしている。（原告準備書面(3)第2の1(2)・7ページ）。しかしながら、かかる原告らの引用は、同資料の一部のみを引用したもので、不正確である。正しくは、「○専修学校・各種学校はすべて対象となるのか。」との「問」に対し、「現時点の考え方」として、「○専修学校・各種学校については、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定する学校を予定。具体的には専修学校については高等課程を想定、各種学校については制度上専修学校になり得ない外国人学校について予算上積算しているが、なお検討中。」（傍点は引用者）と記載されている。したがって、甲第28号証の記載からしても、朝鮮高級学校について当然に支給法の適用が前提とされていたとはいえない。

3 支給法案の国会審議について

(1) 原告らは、支給法案の国会審議における川端文部科学大臣等の発言を引用し、これをもって、支給法案の国会審議過程においても、朝鮮高級学校への支給法の適用が前提とされていたと主張する（原告準備書面(3)第2の1(3)・7ないし27ページ）。

しかしながら、被告第1準備書面第3（17ないし22ページ）で述べたとおり、支給法案の国会審議において、川端文部科学大臣が「例外的に各種学校の認可を受けているもの一定の要件を満たすものについては、就学支援金の支給対象とすることとした」（乙第4号証の1・38ページ。傍点は引用者）と発言していることや、松野内閣官房副長官が「文部科学省令に

ついては、国会における審議も踏まえつつ、文部科学大臣の責任において判断するものでございます」(乙第4号証の3・1ページ。傍点は引用者)と発言していることに照らせば、朝鮮高級学校について当然に支給法の適用が前提とされていたとはいえない。

したがって、原告らの上記主張は誤りである。

(2) また、原告らの上記引用は、以下のとおり、發言の趣旨を正解せず、また、専美誤認に基づくものである。

ア 原告らは、上記引用の中で、「外国人学校の取り扱いに關しまして、外交上の配慮などにより判断するべきものではなく、教育上の觀点から客觀的に判断するべきものであり」(原告準備書面(3)第2の1(3)イ(イ)・15ページ)との發言を引用するなどし、あたかも本件不指定処分が外交上の理由に基づいてされたものであり、本件不指定処分は支給法案の国会審議の過程における政府の見解に反するかのように主張する。

しかしながら、「外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の觀点から客觀的に判断すべきものである」という国会審議の過程における政府の見解を受けて定められたものが本件規程であり(検討会議の報告。甲第11号証)、被告第1準備書面第5の3(32ないし43ページ)で述べたとおり、文部科学大臣は、正に本件規程に基づき、本件規程13条の基準の適合性について検討した結果、朝鮮学校については、同条の基準に適合するものとは認めるに至らないと判断したのであって、本件不指定処分は何ら国会審議の過程における政府の見解に反するものではない。

したがって、原告らの上記主張は誤りである。

イ 原告らは、支給法の国会審議の過程では、「教育基本法16条1項の『不当な支配』などは躊躇されていない」と主張する(原告準備書面(3)第2の1(3)イ(ア)・9ページ、同第2の1(3)エ(ア)・18ページ)。

しかしながら、被告第1準備書面第3（17ないし22ページ）で述べたとおり、平成22年3月5日の衆議院文部科学委員会において、「高等学校の課程に類する課程を置く」学校であることに関して、本邦内の外国人学校の全てに法を適用するのか否かとの質問に対し、川端文部科学大臣が、「文部科学省令において対象を定める際の客觀性を保持するために、高等学校の課程に類する課程として、その位置づけが、学校教育法その他により制度的に担保されているということを規定することと予定をいたしております」（乙第4号証の1・16ページ。傍点は引用者）と発言している。このように、支給法の国会審議においても、支給対象外国人学校の指定の要件として、関係法令の適合性について確認することは予定されていたものである。なお、支給法の国会審議の段階においては、基準を設けること自体は議論されたものの、基準の内容は文部科学大臣の権限と責任において文部科学省令で定めることとされたものから、基準の内容である不当な支配について詳細な議論がされていないことは当然である。その後、検討会議における議論を経て、本件規程において基準の内容が定められたことや、教育基本法が本件規程13条の「法令」に含まれることについては、被告第2準備書面第3の5(3)(15, 16ページ)及び同7(21, 22ページ)で述べたとおりである。

したがって、原告らの上記主張は誤りである。

ウ 原告らは、平成22年3月12日の記者会見における「無償化によって学校に給付されるお金が授業料の無償化に使われるのかどうかを確認する」というのが、大臣がこれまで言わっていたような高校課程に類するかどうかの判断の一つの材料になるでしょうか」との記者の質問に対する「今の話と、高校課程に類する課程と判断するものは、直接的に関係するものではないと思う（中略）そういう適切な支給ということと、この学校に支給するかどうかということは、別の問題だと、今聞いた範囲だと思います」

(原告準備書面(3)第2の1(3)ウ・17、18ページ)との川端文部科学大臣の発言を引用する。

しかしながら、上記発言は、発言の一部のみを引用したものであり、不正確である。川端文部科学大臣は、上記記者会見において、その後、「朝鮮学校をどうしようかということではなくて、こういう判断の基準と方法としますということを出して、それにはなんな外国人学校が適するのか、適しないのかという、その基準を作るということを今、一生懸命やってるわけです」、「(基準は)いろんな議論の中で検討していっている過程にあると御理解いただきたいと思います」と発言しているのであって、支給対象外国人学校の指定の要件については、今後、その内容を定めていくと明確に述べている。当時は、支給対象外国人学校の指定の要件について検討している段階であり(甲第36号証・3ページ)、その後、検討会議における議論を経て、本件規程が定められ、同規程13条により「高等学校等修学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」ことが支給対象外国人学校の指定の要件として定められたことは、これまで繰り返し述べてきたとおりである。

エ 原告らは、平成22年3月30日の参議院文教科学委員会における「各種学校の中で専修学校に制度上なれないという意味での外国人学校を、適否は別にして、支給の対象の枠に入れるという仕組みになつております。そういう意味におきましては、各種学校として都道府県に届出、認可を受けていいるという部分で、我が国の法律の及ぶ範囲の教育施設であることは間違いないというふうに思っております」(原告準備書面(3)第2の2(1)エ(エ)・25ページ)との川端文部科学大臣の発言を引用する。

しかしながら、上記発言は、文字どおり、外国人学校が各種学校の認可を受けていれば、それは当該法令に基づく教育施設であることを述べたも

のであり、特にこれをもって当然に支給法が適用されたものではない。

4 小括

以上のとおり、政権交代前後において民主党が朝鮮高級学校への支給法の適用を前提としていたとする原告らの主張は誤りである

第3 支給法施行から審査手続の一時停止までの経緯に関する原告らの主張が誤りであること

1 検討会議において朝鮮高級学校を支給対象外国人学校として指定することは前提とされていなかったこと

(1) 検討会議において教育基本法16条1項の「不当な支配」などは議論されていないとする原告らの主張が誤りであること

ア 原告らは、検討会議に関し、「教育基本法16条1項の『不当な支配』などは議論されていない」と主張する(原告準備書面(3)第2の2.(1)・28ないし33ページ)。

イ しかしながら、被告第2準備書面第3の5(3)(15, 16ページ)で述べたとおり、検討会議においては、「就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が重要」(乙第5号証の1・6ページ)と議論されていた。検討会議の報告においても、基準のポイントの一つとして「法令に基づく適正な学校」が挙げられ、そこでは「就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、各校が就学支援金の管理を適正に行なうとともに、これらの関係法令(引用者注:学校教育法、私立学校法など)の諸規定を遵守していることは当然であり、『高等学校の課程に類する課程を置くもの』に求められる基準において、就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行なわれることを改めて

求めるのが適当である」（甲第11号証・8ページ）とされていた。

また、検討会議第4回の「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（骨子）（案）」（乙第5号証の3）や、検討会議第5回の「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）（案）」（乙第47号証）において、「(3) 法令に基づく適正な学校の運営について」の項目の中で、「各種学校の運営については、学校教育法、私立学校法などにおいて諸規定が設けられている。就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、・・・就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われることを改めて求めることが適当である。」（同号証・8ページ。乙第5号証の3・2ページも同旨。傍点は引用者）とされており、「法令」の範囲を学校教育法及び私立学校法に限定していないことは明らかである。そして、教育基本法は、教育の根本法であり、教育基本法の規定を踏まえ、学校教育法及び私立学校法などの教育関係法令が定められている關係からも、当然、本件規程13条の「法令」には教育基本法が含まれることは明らかである。したがって、検討会議の資料や議論において、「教育基本法」や「不当な支配」が明示的に示されていないことをもって、教育基本法16条1項が本件規程13条の「法令」に含まれないものとされていたという理解は誤りである。

なお、昭和51年最高裁判決が、教育基本法について、教育関係法令の解釈適用の基本としての基本的効力を認めたものであることや、教育基本法16条1項が、就学支援金の支給要件充足性を検討する上で考慮すべきものであることは、被告第2準備書面第3の7(3)(22ページ)で述べたとおりである。

また、被告第2準備書面第2(6, 7ページ)で述べたとおり、本件規程13条の趣旨は、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確實に充当さ

れることを担保するため、学校運営が法令に基づいた適正なものであることを指定の要件としていることから、教育基本法16条1項は本件規程13条の「法令」に含まれるものである。

したがって、原告らの上記主張は誤りである。

(2) 支給対象外国人学校の指定に關し、文部科学省が適正な学校運営について確認するとされていたこと

ア 原告らは、平成22年7月16日の第3回検討会議の「文部科学省としては、就学支援金の支給を適正に行うために必要な限りにおいて学校運営の適切さを確認する必要があるが、学校運営を全体として見る立場にあるのは所轄庁である都道府県知事である」との意見を引用する(原告準備書面(3)第2の2(1)エ・31ページ)。その趣旨は必ずしも明らかではないが、仮に、原告らが、上記意見を踏まえて、文部科学省は朝鮮高級学校について適正な学校運営を確認することが予定されていなかつたとする趣旨であれば、誤りである。

イ そもそも、上記意見は、各種学校である外国人学校の設置認可や監督は、制度上、都道府県知事が行うこととなっているという事実關係を述べたものにすぎない。その上、意見全体を見れば、文部科学省として学校運営の適切さを確認する必要があると述べていることは明らかである。これまで繰り返し述べてきたとおり、「不当な支配」が及んでいる学校については学校の運営を適正に行うことができるず、ひいては就学支援金の授業料による債権の弁済への確実な充当がなされない可能性もあることから、当然、教育基本法16条1項を含む法令に基づき、学校運営が適正に行われているか否かを、就学支援金の支給要件充足性を検討する上で考慮しなければならないからである。

したがって、原告らの上記主張は誤りである。

(3) 就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当は検討事項であった

こと

ア 原告らは、「検討会議報告において指定後の定期的な提出資料として求められていたものに加え、就学支援金が授業料債権の弁済に確實に充当されることを明らかにする資料の提出を求めるごととしました。また、3年ごととされていた資料の提出を毎年求めるごととし、各学校が基準を満たしているかどうかを毎年確認することとしました」(甲第16号証・3ページ)との本件規定公表時における文部科学大臣談話を引用し、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当は、指定後の処置として位置づけられているにすぎず、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確實に充当されるかどうかは、検討事項ではなかったと主張する(原告準備書面(3)第2の2(4)エ・35ページ)。

イ しかしながら、前記(1)で述べたとおり、検討会議において、就学支援金の管理については正確のポイントの一つとして議論され、報告されていたものである。原告らが主張する定期的な書類の提出は、本件規程16条に規定されている指定後の措置である。これは、強くまで、指定後に、就学支援金が生徒の授業料に係る債権への弁済に充当されていることを確認するためには支給対象校に求める手続であって、指定に当たっての要件とは別のことである。このことは、本件規程において、指定の要件が「第2章 指定の基準」(2条ないし13条)とされている一方で、同規程16条の「定期的な書類の提出等」は「第3章 指定の手続等」(14条ないし19条)に位置づけられていることからも明らかである。

2 小括

以上のとおり、支給法施行から審査手続の一時停止までの経緯においても、朝鮮高級学校について支給法の適用が前提とされていたわけではなく、この点に関する原告らの上記主張は誤りである。

第4 審査手続の一時停止から審査手続再開までの経緯に関する原告らの主張が誤りであること

1 審査手続の一時停止の理由は、審査の公正を図るためであり、外交上の理由によるものではないこと

- (1) 原告らは、審査手続の一時停止について、「朝鮮学校の審査停止は、以下の述べる政府等弁（ママ）からして、規則ハ号規程及びこれに関する政府統一見解、文部科学大臣談話とは無縁の外交上の理由であったことは明らかである」、「菅総理大臣がこのような超法規的な措置を行った理由は、政権の支持率の低下を挽回し、対外的な強硬姿勢をアピールするために行った『制裁行為』としか考えられないものであり、そして、正に外交上の理由に基づくものといえる」と主張する（原告準備書面（3）第2の3（2）・37ページ）。
- (2) しかしながら、被告第1準備書面第7の2（48、49ページ）及び被告第2準備書面第4の2（2）（26ページ）で述べたとおり、審査手続を停止するに至ったのは、北朝鮮による砲撃事件が起つたことにより、国民の生命と財産、秩序の安定が脅かされかねない不測の事態に備え、万全の態勢を整える必要があり、そのような事態の中、北朝鮮による砲撃事件についての報道状況や世論も踏まえると、本件規程15条に基づいて文部科学大臣が指定を行おうとするときは、意見を聞くこととされている審査会の委員が静ひつな環境の中で（報道状況や世論にとらわれず）公正な審査をすることができるかどうかについて懸念があったからである。また、同砲撃事件を契機として大韓民国との戦争が勃発する可能性も否定できない緊急事態であるとの報道もあった中で、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮高級学校を就学支援金の支給対象とするか否かについて、審査会の委員が、平常時のように客観的かつ公正な審査を行うことができなくなるおそれが否定できず、審査手続の継続によって、かえって朝鮮高級学校の利益が害されることを回避する必要

があつたからである。

このことは、平成23年3月8日の参議院予算委員会において、高木文部科学大臣が、審査手続の停止に関する質問に対する答弁において、「国家の安全にかかわる事態の中で、審査の手続があのような状況の中で正常に行われるかどうか、これも懸念があつたのでござります。」(乙第48号証37ページ)、「そういう状況の中において、審査が静ひつな環境の中で行なわれるかと、これは本当に懸念がありました。」(同ページ)と答弁していることなどにも現われている。

(3) また、高木文部科学大臣は、平成23年2月9日の衆議院予算委員会において、審査手続の停止に関する質問に対し、「今、改めて11月23日のことを思い起こしております。まさに、我が国としてもあるいは国際社会としても、全く予想できない砲撃事件でありました。このことは、我が国の平和と安全、まさに國家の存立そのものを脅かす、そういう事態であったのではないか、そのように私も思い出しております。同時に、そういう事態の中で、手続の審査をするという環境にあるのかどうか。やはり審査としては、静ひつな状況の中でしっかりと審査をしなきやならぬ。しかし、そういう異常な事態の中で、これは大変なことだらう、私はそのような思いをしたわけでございます。したがって、記者会見の中でもそのような発言はいたしました。」(乙第49号証・13ページ。傍点は引用者)と述べた上で、「外国人学校の取り扱いについて、外交上の配慮により判断すべきではなくて教育上の観点から判断すべきという基本的な考え方は変わつておりません。それで、今回の事態、不測の事態、(中略)こういう状況の中で、しっかりとした審査が進められるような状況じやない、こういう判断もございました。」(同号証15ページ。傍点は引用者)と答弁しているのであって、上記砲撃事件当日の平成22年11月23日の段階から、公正な審査の確保が必要であると考えていたことを明確に述べている。

このように、審査手続を一時停止した当時から、審査の公正性確保という理由はあったのであり、審査手続の一時停止が外交上の理由により行われたとする原告らの主張は誤りである。

(4) 以上のとおり、審査停止の一時停止の理由は、審査の公正を図るために、外交上の理由によるものではない。

したがって、この点に関する原告らの主張は誤りである。

2 高木文部科学大臣の発言に関する原告らの主張が誤りであること

- (1) 原告らは、「日々ですね、外交情勢、いろいろ報道もされております。(中略) これまた極めて不透明。したがって、今のところでですね、事態を見極めるということだろうと、このように思います」との平成22年12月28日の高木文部科学大臣の記者会見における発言を引用し、審査手続の一時停止が外交上の理由であると主張する(原告準備書面(3)第2の3(2)ウ・40ページ)。
- (2) しかしながら、前記1で述べたとおり、高木文部科学大臣は、審査手続を一時停止した当時から、審査の公正性確保という理由を述べていたのであって、審査手続の一時停止が外交上の理由により行われたとする原告らの主張は誤りである。
- なお、北朝鮮を取り巻く状況についての緊張が緩和され、砲撃事件前の状態に戻れば、公正な審査が可能となるのであるから、そのような状況を見ているという趣旨の発言をすること自体は何ら不当なものではない。
- (3) 原告らは、質問主意書に対する答弁(甲第47号証の1及び2)や、東京朝鮮学園からの異議申立てに対する高木文部科学大臣の通知(甲第53号証)からも、審査手続の一時停止が外交上の理由により行われたものであると主張するが、これまで繰り返し述べてきたとおり、審査手続の一時停止の理由は、審査の公正を図るために、外交上の理由によるものではない。そこでの答弁や通知も上記高木文部科学大臣の答弁と同じ趣旨のものであり、原告

らの主張はその趣旨を正解しないものである。

3 「不当な支配」に関する原告らの主張が誤りであること

(1) 原告らは、「『不当な支配』を持ち出した自民党からの追及とこれに対す
る民主党政権の答弁」(原告準備書面(3)第2の3(3)・41ないし44ペー
ジ)を引用し、これをもって、朝鮮高級学校について「不当な支配」が及ん
でいないこと、あるいは、審査手続の一時停止が外交上の理由によるもので
あることを主張するようである。

(2) まず、原告らは、「朝鮮学校においてはですね、学校教育法等の法令に従
つて学校が運用をされているのであればですね、不当な支配に服するもので
はない」と、このように考えております。既に、何十年も朝鮮学校においては
都道府県の方で支援をしておるということから見てもですね、私はそのよう
に思っております」(原告準備書面(3)第2の3(3)ウ・43ページ)との高
木文部科学大臣の発言を引用し、文部科学大臣が朝鮮高級学校について「不
当な支配」が及んでいないと認識していたと主張するようである。

しかしながら、上記発言は、餓くまで朝鮮学校が「学校教育法等の法令に
従つて学校が運用をされているのであれば」問題ないのでないかと考えて
いると発言したものにすぎず、朝鮮高級学校について、不当な支配が及んで
いないことや、これを前提として当然に支給法の適用が前提とされているこ
とを発言したものではない。また、都道府県の朝鮮高級学校に対する補助に
ついては、各都道府県の判断によるものである上、従来、朝鮮高級学校に対
して補助を行ってきた都道府県の中には、補助を行わない政策に変更したも
のもあるのであって、過去に都道府県が朝鮮学校に対して補助を行ってきた
ことは、朝鮮学校について「不当な支配」が及んでいないことを裏付けるも
のではない(乙第50号証)。

したがって、上記高木文部科学大臣の発言等をもって、朝鮮高級学校につ
いて「不当な支配」が及んでいないとはいえず、原告らの上記主張は誤りで

ある。

- (3) 原告らは、「一般論としては、ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに『不当な支配』があるとはいえないが、いずれにせよ、これまでのところ、いわゆる朝鮮高級学校の所轄庁である都道府県知事からは、それらの教育施設においてお尋ねの点を含む法令違反による行政処分等を行った実績はないとの報告を受けている」(原告準備書面(3)第2の3(3)エ・43、44ページ)との省内閣総理大臣の答弁を引用し、朝鮮高級学校について「不当な支配」が及んでいないと主張するようである。しかしながら、上記答弁は、平成22年12月3日の時点におけるものであり、朝鮮高級学校について審査が進んでいない段階でされたものにすぎない。被告第1準備書面第5の3(32ないし43ページ)等で述べたとおり、上記答弁後、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯との特殊な関係性について数多くの指摘がされた。そして、上記答弁が、「ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることをもって、直ちに『不当な支配』があるとはいえない」とするのはそのとおりであるが、被告第1準備書面第5の3(32ないし43ページ)で述べたとおり、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校については、北朝鮮や朝鮮総聯とただ単に関係があり、影響を受けていると事情にとどまらず、正に「不当な支配」を受けていると疑われる事情、適正な学校運営がされていないと疑われる事情、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を利用して資金を集めていると疑われる事情が認められた。
- また、被告第2準備書面第3の6(2)(18ないし20ページ)で述べたとおり、平成25年11月に東京朝鮮中高級学校の所轄庁である東京都は、同校の設置者である東京朝鮮学園において法令違反がある旨報告している。したがって、上記答弁等をもって、朝鮮高級学校について「不当な支配」が及んでいないとはいえない、原告らの上記主張は誤りである。

(4) 原告らは、審査手続の再開に係る政府の答弁を引用し、「この審査再開の理由からしても、元々の審査停止自体が政治・外交上の理由によってなされたことは明らかである」と主張する（原告準備書面(3)第2の3(4)・45ページ）。

しかしながら、前記1及び2で述べたとおり、審査手続の一時停止の理由は、審査の公正を図るために、外交上の理由によるものではない。また、審査手続の再開の理由は、被告第1準備書面第7の2（49ページ）で述べたとおり、公正な審査をすることができないおそれがある状況が解消されたと判断されたためである。

したがって、原告らの引用する上記答弁によつて、審査手続の一時停止、再開の理由が政治・外交上の理由によるものであるということはできない。なお、原告らは、平成23年3月1日の自民党の決議（甲第56号証）からも、政治・外交上の理由により、朝鮮高級学校に対する審査手続が停止されたと主張するが、上記のとおり、政治・外交上の理由によるものではない上、当該決議は当時の野党の主張の一つにすぎないものであり、本件不指定処分が政治・外交上の理由により行われたという根拠にはならない。

4 小括

以上のとおり、審査手続の一時停止の理由は、審査の公正を図るために、外交上の理由によるものではない。

したがつて、この点に関する原告らの上記主張は誤りである。

第5 審査手続再開後から本件不指定処分までの経緯に関する原告らの主張が誤りであること

1 本件規程13条の適合性判断に当たり、文部科学大臣が朝鮮高級学校に対してのみ要件を加重した事実はないこと

(1) 原告らは、本件省令1条1項2号への規定に基づき指定を受けたホライゾン

ン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園を挙げ、「これら 2 校に対する審査は、いずれも学校から提出された資料に基づく書面審査であり、後述する朝鮮学校に行われた文書照会は一切なされていない」、「被告国が、朝鮮学校に対する不指定において問題としている『不当な支配』が及んでいるか否かという審査を行うことなく、規則ハ号規程 13 条に適合するとの結論となっている」と主張する（原告準備書面（3）第 2 の 4（1）・4 6，47 ページ）。

（2）しかしながら、被告第 2 準備書面第 5 の 1（2）（27，28 ページ）で述べたとおり、文部科学大臣は、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の指定に当たっても、朝鮮高級学校と同様に、本件規程 13 条が規定する適正な学校運営がされているかどうか、就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に確實に充当されるかどうかなどの点を含め、同規程の全ての事項についての適合性を入念に審査したものであり、審査の内容に差異を設けていない。

そして、文部科学大臣は、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園については、「不当な支配」の存在をうかがわせる外部からの指摘もなく、「適正な学校運営」について特段の疑惑を抱くような要素がなかったこと、「私立学校法に基づく理事会の開催、財務諸表の作成等が行われていること、当該教育施設を所管する都道府県に対し直近 5 年間において法令違反を理由とする指導・勧告等を受けたことがないことを確認し（乙第 42 及び第 43 号証）、本件規程 13 条の要件に適合すると判断し、確認的に留意事項を付して指定処分をしたものであって、朝鮮高級学校以外の学校について「不当な支配」の有無を判断しなかったというものではない。

（3）以上のとおり、文部科学大臣が本件規程 13 条の適合性判断に係る審査において、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国

際学園との比較で、朝鮮高級学校についてのみ要件を加重したという事実はない。

2 審査会は、朝鮮高級学校が本件規程の基準に適合しているとしていないこと

(1) はじめに

ア 原告らは、九州朝鮮中高級学校を中心とする朝鮮高級学校に係る審査会の審査について、第4回審査会から第7回審査会までの配付資料や委員の意見を引用するなどし、「不当な支配」は審査対象ではなく、朝鮮高級学校が本件規程の基準に適合しているとしていたと主張する（原告準備書面（3）第2の4（2）・47ないし55ページ）。

イ しかしながら、まず、前提として、原告らが指摘する審査会で示された資料は、支援室が、審査会開催時点において、今後の審査の観点を審査会の委員に説明するためには作成した資料にすぎず、その時点において、指定の可否に関する審査会の判断が存在しないのはもちろんのこと、これらの資料の記載から、審査会が朝鮮高級学校の指定に積極的な方針であったとみることもできない（各審査会の資料は、いずれも、支援室が、審査会の進行状況等を踏まえ、議論の便宜に資するために、各審査会前に作成した説明資料である。各審査会においては、これらの資料が各委員に席上配布され、支援室が資料の説明をした後、各委員が意見を述べるなどして、審査が行われていった。なお、各審査会議事要旨は、支援室が、各審査会後に作成したものであり、意見欄中、「〈事務局〉」以下が支援室の意見、発言、「・」以下が各委員の意見、発言である。）。

ウ もっとも、上記の点をおくとしても、審査会の資料や意見に関する原告らの理解は誤っている。以下では、この点について、順次反論することとする。

(2) 第4回審査会について

ア 原告らは、第4回審査会において、審査のタイムスケジュールが示され

たことを指摘する。しかしながら、原告らが指摘する「今後の朝鮮学校の審査日程（案）」のスケジュールは、支援室が、第4回審査会開催時点において、審査が今後順調に進んでいった場合のスケジュールを案として例示し、今後の審査の観点を審査会の委員に説明するために作成した資料にすぎない。実際、第5回審査会「朝鮮学校の審査スケジュール」（甲第20号証の5の2・資料1）において、「12月末～1月初旬 文部科学大臣指定」という記載が無くなっている上、スケジュール自体変更されている。第6回審査会及び第7回審査会に至っては、今後のスケジュール 자체添付されていない。したがって、このことからも、第4回審査会資料の前記審査日程（案）が、文字どおり、その当時の案にすぎず、その後の審査状況に応じて変動することが予定されていたことは明らかである。そして、当初は、今後審査が順調に進んでいった場合を想定していたものの、審査の過程で、朝鮮高級学校について法令に基づく適正な学校運営がされることに様々な疑惑が生じ、審査に時間を要するとともに、審査が困難であったことは、被告第2準備書面第7の1(4)（37, 38ページ）で述べたとおりである。

イ 原告らは、第4回審査会資料の「朝鮮高級学校の審査（ポイント）」（甲第20号証の4の3・資料2）の「3. 朝鮮総連との関係について」において、「一般論としては、ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに『不当な支配』（教育基本法第16条）があるとはいえないが、『不当な支配』に当たるかどうか引き続き検討する必要があるため、過去の報道等に基づき、以下の点を学校に確認」と記載されていることから、「不当な支配」は本件規程13条の審査対象ではないと主張する（原告準備書面(3)第2の4(2)ア(イ)・48ページ）。

この点、ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって直ちに「不当な支配」があるとはいえないことは、そのとおりであるが、

九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校については、北朝鮮や朝鮮総聯と
ただ単に関係があり、影響を受けているとの事情にとどまらず、被告第1
準備書面第5の3(32ないし43ページ)等で述べたとおり、正に「不
当な支配」を受けていると疑われる事情、適正な学校運営がされていない
と疑われる事情、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を利用して資金を集めていると
疑われる事情があつたのである。また、上記資料も、「『不当な支配』に
当たるかどうか引き続き検討する必要があるため、過去の報道等に基づき、
以下の点を学校に確認」と記載されている。したがって、上記資料の記載
をもって、「不当な支配」が本件規程13条の検討対象ではないというこ
とはできない。

ウ 原告らは、第4回審査会資料の「4. 法令に基づく適正な運営について」
において、「今回の審査においても、所轄庁に『過去5年間の法令違反の
有無』を確認したところ、処分実績はないとの回答であったが、財務諸表
の作成・備置など、所轄庁でなくとも外形的に確認できる内容については、
審査の対象とする（傍点は引用者）」と記載されていること、「法令違反」
の考え方について「重大な違反」に限定されていること、第4回審査会資
料の「各朝鮮高級学校の審査基準適合状況」(甲第20号証の4の5・資
料4)において、①財務諸表等の作成、②理事会等の開催実績、③所轄庁
による処分(直近5年間)の三つの事項が挙げられていることをもって、
本件規程13条の適合性は、当該三つの事項のみをもって判断することと
されていたものであり、「不当な支配」は本件規程13条の審査対象では
ないと主張する(原告準備書面(3)第2の4(2)ア(i)・48、49ページ)。
しかしながら、上記「朝鮮高級学校の審査(ポイント)」(甲第20号
証の4の3・資料2)には、「3. 朝鮮総連との関係について」として、
「○公安調査庁によると、朝鮮総連は、朝鮮人学校の『教育内容、人事及
び財政に影響を及ぼしている』とされている。一般論としては、ある団体

が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに「不当な支配」（教育基本法第16条）があるとはいえないが、「不当な支配」に当たるかどうか引き続き検討する必要があるため、過去の報道等に基づき、以下の点を学校に確認。（1）教育内容への影響：教材の改訂には本国の決裁が必要か。教職同、青年同盟等により、教員・生徒への思想教育が行われているとの報道があるが、教員・生徒は自動的に加入するのか、学校活動と切り離して行っているのか。（2）人事への影響：校長が朝鮮総連の幹部を兼任しているのか。校長人事は金正日総書記の決裁が必要か。（3）財政への影響：1 過去5年間の朝鮮総連や関連団体（青年同盟、教育会等）・事業体（学友書房等）との金銭の授受、2 現時点の金銭貸借・債務保証の有無・内容（傍点は引用者）と記載されている。このように、原告らが指摘する三つの事項以外の事項に關しても、朝鮮総聯との關係性が「不当な支配」に当たるか否かについて検討する必要があるとされたいたことは明らかである。なお、上記資料は、朝鮮高級学校についての最初の審査会である第4回審査会において事務局側が作成した資料集であつて、審査会の意見そのものではない。

工 原告らは、第4回審査会の「『主たる教材の記述など、各教科の具体的な教育内容に懸念される実態がある場合には、審査の過程の中でも問題点を指摘し、自主的改善を促すとともに、学校に対応方針を確認する。改善の方向性が確認できなければ、さらに、仮に指定をすることになった場合には、留意事項として通知し、自主的改善を強く促すとともに、対応状況について報告を求めていきたい。』とする支援室の発言を引用し（原告準備書面(3)第2の4(2)ア(ウ)・49、50ページ）、あたかも当時の支援室が「懸念される点」については留意事項を付し、改善を促すことで対応するとの審査方針を示していたかのように主張する。

しかしながら、上記發言は「主たる教材の記述など、各教科の具体的な

教育内容に懸念される実態がある場合（傍点は引用者）」と教育内容に限定して言及されていることは明らかであり、本件規程13条の法令に基づく適正な学校運営について述べているものではない。本件規程13条の基準について、法令に基づく適正な学校運営がされていないと懸念される段階では、当然、支給対象校としての指定を行うことはできないのであって、この点に関する原告らの上記主張は誤りである。

(3) 第5回審査会について

ア 原告らは、第5回審査会資料の「報道で指摘された事項への対応について」（甲第20号証の5の3・資料2）の「既に改善している過去の問題（法令違反その他の学校運営上の不適正な事案）については、いずれの対応も行わない」との記載を引用し（原告準備書面(3)第2の4(2)イ(4)・51ページ）、上記記載をもって、過去に朝鮮高級学校において法令違反の事案があったとしても、同事案は本件規程13条の適合性の判断には關係しないものとされていたと主張する。

しかしながら、そもそも、上記記載は、飽くまで「既に改善している」ことを前提とするものである。九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮中高級学校については、繰り返し述べたとおり、現に、「不当な支配」を受けていると疑われる事情、適正な学校運営がされていないと疑われる事情、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を利用して資金を集めていると疑われる事情があつたのであり、当然のことながら、これらは本件規程13条の適合性の判断に關係するものである。

イ 原告らは、上記資料の「③その他の不適切な学校運営」について、「審査における対応としては、留意事項として改善を要請し、指定後に発覚した場合の対応としては留意事項を追加する」にとどまり、これが直接的に審査の対象になることはないと主張する（原告準備書面(3)第2の4(2)イ(4)・51ページ）。

しかしながら、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校については、繰り返し述べたとおり、「不当な支配」を受けていると疑われる事情、適正な学校運営がされていないと疑われる事情、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を利用して資金を集めていると疑われる事情があつたものである。そして、上記資料の案に沿って見たとしても、仮に同校に「不当な支配」が及んでいると認められる場合には、「③その他の不適切な学校運営」ではなく、「①審査基準に直結する問題」に該当することとなるのであるから、原告らの上記主張はその前提において誤りである。

ウ この点に関し、原告らは、「学校運営」の項目の中で「①審査基準に直結する問題」として整理されているのは、学校法人の理事会の運営や理事会等の収支録を総連関係者が偽造していたことに関する報道についてのみであり、他の報道は、「②重大な虚偽に該当するか」又は「③その他の不適切な学校運営」として整理されていたと主張する（原告準備書面(3)第2の4(2)イ(イ)・51ページ）。

しかししながら、上記資料の記載は、平成23年12月16日の第5回審査会開催時点の状況を記載したものにすぎず、その後に行われた各朝鮮高級学校に対する照会・回答の結果や、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）等で述べたような種々の事実は反映されていない。

したがって、第5回審査会開催時点での運営についてのみを「①審査基準に直結する問題」として取り扱うことが決定していたものではない。

エ 原告らは、第5回審査会資料2の記載から、「被告団は、本件訴訟において、九州朝鮮高校の申請書類に重大な虚偽があつたとか、長期にわたり理事会が開催されていないなどとは主張していないのであり、九州朝鮮高校に『③その他の不適切な学校運営』と被告団が考える事が古歩謹つてあつたとしても、それは留意事項として、指定はすべきであったことは明

らかであった」と主張する(原告準備書面(3)第2の4(2)イ(イ)・51, 5

2ページ)。

しかしながら、九州朝鮮中高級学校についても、例えば、支援室から照会された事項に関する九州朝鮮中高級学校側の回答は、北朝鮮や朝鮮総聯による影響力を否定するような記載ではあったものの、一方で、客観的には朝鮮総聯の協力を得たり、朝鮮総聯傘下の団体に加入、活動するなどしていることがうかがわれるような、上記記載と矛盾するような内容の記載があるばかりか、朝鮮総聯のホームページ等においては、「不当な支配」を受けていると疑われる事情、適正な学校運営がされていないと疑われる事情、朝鮮総聯が朝鮮高級学校を利用して資金を集めていると疑われる事情が示されていた(被告第1準備書面第5の3・32ないし43ページ)。

また、「朝鮮総連関係者への融資に学校資産が利用されていた」との指摘(乙第51号証、乙第24号証の4)がある中、九州朝鮮中高級学校の校地・校舎については、整理回収機構(RCC)から仮差押えを受けているが、審査会においても「RCCから校地・校舎の仮差押。ただし、原因となる債務の存在について、RCCと訴訟中(地裁では学校側が勝訴。現在、高裁で係争中)。※地裁の判断(概要) 岐總連への融資のために、旧朝銀が学校法人名義の契約書、理事会議事録等を偽造したとの認定。学校の組織的開拓は認定されていないが、元総連の監査委員長であった当時の理事(故人)が法人の実印を押印したと認定」(甲第20号証の5の4・第5回審査会資料3別紙「個別の学校の問題点」として、個別の問題点として挙げられており、朝鮮総聯関係者(元総連の監査委員長)が学校法人福岡朝鮮学園(九州朝鮮中高級学校の設置者)の理事に就任し、法人の実印を無断で使用して債務を受けたという、朝鮮総聯との特殊な関係性を背景とした不適正な学校運営が指摘されていた。

したがって、九州朝鮮中高級学校について、「不当な支配」が及んでい

ることや、法令に基づく学校の適正な学校運営がされていないことなどについて、現にそのおそれや懸念が生じ、本件規程13条に適合すると認めることの至らない状況にあったのであり、「③その他の不適切な学校運営」がなかったとはいえない。

オ 原告らは、朝鮮高級学校の実地調査時の様子に関して、委員から授業風景や生徒の印象について好意的な発言がある旨を指摘する(原告準備書面(3)第2の4(2)イ(ウ)・52ページ)が、これら委員の発言は、飽くまで学校における授業風景や生徒の印象に対する評価であって、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校が本件規程の基準を満たしているか否かについて発言したものではない。なお、授業風景については、平成22年8月5日付で、朝鮮総聯が支給法適用に関する文部科学省の規定に合わせて、事前に朝鮮高級学校に対し、歴史授業をなくす時間割の改ざんを指示したり、思想教育に使われる資料室の封鎖を指示したりしていた旨の新聞報道(乙第52号証)があり、さらに、同月25日付で、この点についての別の報道記事(乙第53号証)もあったのである。

カ 原告らは、朝鮮学校に対する規則ハ号の審査は、2011年12月16日の第5回審査会で終了していた旨主張するが(原告準備書面(3)第2の4(2)イ(エ)・53ページ)、第5回審査会では、委員からは、「朝鮮高級学校と朝鮮総連との関係など学校運営に不透明なことがあれば、疑惑がないようクリアしていく必要があるのでないか」との意見(乙第6号証の2・1ページ)が出されており、引き続き、本件規程の適合性について審査を行っていくこととされていたのであって、第5回審査会の開催をもつて、朝鮮学校に対する審査が終了したとはいえない。

(4) 第6回審査会について

ア 原告らは、第5回審査会の開催により、実質的な審査は終了していたもので、その後の審査は、「審査基準に含まれない事項を審査しようとした

ため長時間要しているに過ぎ」ず、仮に指定する場合の留意事項(素案)についての検討が行われていたと主張する(原告準備書面(3)第2の4(2)ウ・53, 54ページ)。

しかしながら、前記(3)力で述べたとおり、第5回審査会の開催をもつて、実質的な審査が終了していたとはいえず、同時点において、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の法令に基づく適正な学校運営に係る基準を満たしていると認められるものではなかった。

この点、原告らは、第6回審査会資料1の「高校無償化に係る朝鮮高級学校の審査状況」(甲第20号証の6の2・資料1。なお、原告らは、「資料2」としているが、誤りであり、正しくは「資料1」である。)において、「重大な法令違反に該当する事実は確認できていない」と記載されていることをもって、否定的な事実が確認されたと主張し、また、第6回審査会資料4の「朝鮮高級学校への留意事項(素案)」(甲第20号証の6の5・資料4)について、「不当な支配が誤解によるものであることを前提とした記述となっている」と主張する(原告準備書面(3)第2の4(2)ウ・54ページ)。

しかしながら、上記資料1の記載については、「確認できていない」との記載にすぎず、「無かった」との記載ではないものである。上記資料4の記載についても、指定するとした場合における留意事項についての素案の記載にすぎず、指定できることに関する記載ではないものである。なお、既に繰り返し述べたとおり、審査会の資料は、支援室が、審査会の進行状況等を踏まえ、議論の便宜に資するために、その時々における検討や考え方を参考にして各審査会前に作成した説明資料であり、審査会の意見そのものではない。

況（3月26日時点）」とされ、内容は「数量の余地のない外形的な基準

(教員数、校地・校舎の面積等)については、全校が基準を満たしている」、「報道内容のうち、(1)審査基準（法令に基づく学校の運営）に抵触する事項（中略）、(2)申請内容の重大な虚偽となりうる事項（中略）について、指定の可否に関わることから確認を行ったが、重大な法令違反に該当する事実は確認できていない。※教育基本法への適合性については、後述。（傍点は引用者）」とあり、教育基本法に係る事項を除いた上で、飽くまで平成24年3月26日時点の状況について記載し、その時点では外形的な基準に適合していることや法令違反に該当する事実が確認できていないことを示しているにすぎない。そして、第6回審査会資料1の「2. 朝鮮総連との関係」として、朝鮮総聯により「不当な支配」を受けているのではないかと指摘されていることについては、「4. 学校運営」に【福岡】総連地方本部が旧朝銀から借入をする際に、学校名義の書類・議事録が旧朝銀によって偽造され、法人理事長印が使用された。⇒整理回収機構との訴訟では、学園の債務ではないと認定（現在、高裁で係争中）。」などと、九州朝鮮中高級学校における不適正な学校運営の実態が指摘されている。

工　原告らは、第6回審査会において、「教育内容、人事、財政、学校運営に分けて、朝鮮総連による影響に關し否定的な事實が確認されたという趣旨のことを述べている」と主張するが、資料5「今後の朝鮮高級学校への確認事項」（甲第20号証の6の6）のとおり、引き続き、朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯の關係性について、「不当な支配」に当たるものであるかどうか、法令に基づく適正な学校運営が行われているかどうかなどを調査していく意向であった。

このことは、資料1で「※教育基本法への適合性については、後述。（傍点は引用者）」とされていた点について、資料6「教育基本法第2条第5号、第16条について」（甲第20号証の6の7）において、教育基本法

の規定とともに、「不当な支配」の省略につき「朝鮮総連は、北朝鮮と極めて密接な関係を有する団体であると認識をいたしております。また、朝鮮総連は、朝鮮人学校と密接な関係にあり、同校の教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識いたしております。」との答弁の記載や、「今審査中でございます」、「審査の中で申し上げます」と、重大な法令違反、あるいは申請書類の中で重大な虚偽等々があるならば、そういう事実関係をしっかりと調べて結論を出す」との答弁の記載がされていることからも明らかである。

同様に、第6回審査会において、「仮に指定する場合の留意事項(素案)」を作成したこと、審査会が朝鮮高級学校を指定する前提であったという理由にはならないのであり、かえって、第6回審査会では、「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる。」「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのでないか。」との意見が出された(乙第6号証の3・2ページ)。

(5) 第7回審査会について

ア 原告らは、第7回審査会においても、「仮に指定する場合の留意事項(素案)」が検討されたと指摘するが、第6回審査会と同様、第7回審査会においても、委員からは、「こちらも検査権があるわけではないので、真偽の確認を得ることについては限界がある側面もある」(乙第6号証の4・1ページ)との意見が出されており、審査会の審査には限界があり、結論を出せない状況にあった。

イ なお、原告らは、「その後の審査会の不開催」(原告準備書面(3)第2の4(2)オ・55ページ)として、第7回審査会開催後、朝鮮高級学校の指定に係る審査会が開催されなかつたと指摘するが、それは、第7回審査会

開催後、文部科学大臣において、それまでの審査会で出された審査会の委員の意見も考慮した上で、更なる審査を継続したとしても、審査会の意見を取りまとめることは困難であると判断したためであり、これをもって、朝鮮高級学校が指定されることとなったものではない。

(6) 審査会の照会は適正なものであること

なお、原告らは、審査に当たつての支援室からの数次にわたる照会について、「事実確認に留まらない学校関係者の思想内容やその思想に影響を及ぼす事情などについての文書照会」（原告準備書面(3)第2の4(2)ア(エ)・50ページ）であり、また、第5回審査会以降の審査は、「審査基準に含まれない事項を調査しようとしたため長時間をしていては過ぎない」（原告準備書面(3)第2の4(2)イ(エ)・53ページ）として、審査会の照会が適正ではなかったと主張する。

しかしながら、支援室からの数次にわたる照会は、いずれも朝鮮高級学校について、本件規程13条が規程する適正な学校運営がされているかどうか、すなわち、朝鮮高級学校が北朝鮮や朝鮮総聯から教育基本法16条1項が禁じる「不当な支配」を受けていないかどうか、ひいては就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に確實に充当されるかどうかを確認するために必要な事項を質問したものであり、無関係な事項について調査を行つたものではない。例えば、平成24年3月30日付け支援室が各朝鮮高級学校に対して照会を行つた際の依頼文書には、「高等学校等就学支援金に係る指定を受ける学校については、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令の遵守が求められます。このため、文部科学省としては、学校の運営が法令に基づき適正に行われていることを確認する必要があります。（中略）朝鮮学校における教育活動が朝鮮総連により「不当な支配」（教育基本法第16条）を受けているとの指摘もあることを踏まえ、審査に当たつての判断材料の一つとさせていただだくものです。（傍点は引用者）」などと

照会の趣旨が明記されており（乙第15号証。傍点は引用者），他の照会文書にも同旨の記載がある（乙第7号証及び乙第17号証）。

したがって，審査会の照会は適正なものであり，この点に関する原告らの上記主張は誤りである。

3 政権交代により方針が180度変わったとする原告らの主張が誤りであること

(1) 原告らは，民主党が，国際人権A規約13条2項(b)及び(c)の中等教育・高等教育の「無償教育の漸進的導入」の留保を撤回し，朝鮮高級学校の指定は時間の問題であったにもかかわらず，その後，自民党に政権交代し，これにより，方針が180度変わったと主張する（原告準備書面(3)第2の4(3)及び(4)・55ないし57ページ）。

(2) しかしながら，九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校については，従前から，支給法，本件省令及び本件規程の仕組みの下，本件規程の基準に基づき，支給対象外国人学校の指定の要件を満たすかどうかについて審査されていたのであり，この方針は政権交代により何ら変わりはない。そして，前記2で述べたとおり，第5回審査会終了時点で，九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について，本件規程の適合性に係る審査は終了していなかつた上，第7回審査会終了時点においても，朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯との特殊な関係性により，審査会において本件規程13条の基準に適合するとは認められない状況にあった。

したがって，そもそも，「朝鮮高級学校の指定はもはや時間の問題であった」とする原告の主張は，前提において誤っており，失当である。

(3) また，被告第1準備書面第2の1(7ないし9ページ)で述べたとおり，国際人権A規約第13条2項(b)の留保を撤回するための施策の展開という観点は，支給法制定の背景事情の一つにすぎないものである。そして，そのことにより，支給対象外国人学校の指定の要件を満たすと認めるに至らな

い学校に対してまで、指定しなければならないものでもない。加えて、上記の点をおくとしても、被告第2準備書面第3の2(3)（9, 10ページ）で述べたとおり、そもそも、支給法は、国際人権A規約の効力を日本国内において直接発生させるべく、その実施のために制定された法律でもない。

(4) 原告らは、平成24年12月28日の下村文部科学大臣の記者会見における発言や本件省令改正に伴う意見公募手続を引用し、「ハ号削除は外交上の理由に基づくものであることは明らかである」と主張する（原告準備書面(3)第2の4(4)及び(5)・56ないし58ページ）。

しかしながら、被告第1準備書面第6（44ないし47ページ）及び被告第2準備書面第6（32ないし35ページ）で述べたとおり、本件省令改正は、文部科学大臣が本件規程13条の要件を満たしていると認めるに至らなかつたことなどを理由としてされたものであり、外交上の理由によるものではない。したがって、本件省令改正の理由が外国上の理由によるものであるとする原告らの上記主張は誤りである。

なお、原告らは、「パブリックコメントと同意見に対する文部科学省の考え方からも朝鮮高校の不指定・規則ハ号の削除の理由が政治・外交上の理由にあることは明らかである」（原告準備書面(3)第2の2(5)・57ページ）とするが、そもそも、上記意見公募手続は、本件省令改正について行われたものであり、本件規程13条の適合性について行われたものでも、本件不指定処分について行わたるものでもない。したがって、上記意見公募手続をもって、本件不指定処分が政治・外交上の理由であるとする原告らの主張は、そもそも前提を誤るものであり、失当である。

また、上記本件改正省令に伴う意見公募手続に記載されている考え方は、被告第2準備書面第6の2(1)（34ページ）で述べたとおり、本件省令改正について個々の国民から寄せられた個々の意見に対する見解を示したものであって、本件省令改正自体の理由を示したものではない。

上記下村文部科学大臣の記者会見における「民主党政権時の政府統一見解は廃止」する旨の発言も、飽くまで政権が民主党から自民党に交替したこと併し、民主党政権時における統一見解を廃止することを表明したものであり、外交上の配慮により判断したことを発言したのではない。このことは、下村文部科学大臣が、平成25年5月24日に行われた記者会見においても、「朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、法令に基づく学校の適正な運営が行われているとの確証が得られなかったために、不指定処分となつた」と発言し、本件不指定処分が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたことを理由とするものであることを明確に述べていることからも明らかである（ビ第54号証）。

4 朝鮮高級学校に対する取扱いはコリア国際学園に対する取扱いと矛盾しないこと

- (1) 原告らは、「コリア国際学園に対しては、規則ハ号規程削除後においても、政府統一見解、文部科学大臣談話に従い、留意事項を付すという方針で論んでいるのであり、朝鮮学校に対する取扱いとは明らかに矛盾している」と主張する（原告準備書面(3)第2の5・58、59ページ）。
- (2) しかしながら、そもそも、コリア国際学園については、審査会において、本件規程の基準に適合していると認められた後、文部科学大臣が、支給対象外国人学校の指定の要件である本件規程の基準に適合すると認めるに至り、指定を受けたものである。そして、本件省令1条1項2号への指定を受けた学校については、本件規程16条及び18条2項の規定に基づき、文部科学大臣は、毎年度、就学支援金の授業料償債の弁済への充當に係る状況や、指定時に付された留意事項の履行の状況を確認することとされていることから、コリア国際学園については、第8回審査会を開催し、それらの状況を確認したものである。

したがって、原告らが指摘するコリア国際学園に対する取扱いは、本件規程に基づく適正なものであり、同校と朝鮮高級学校との差異は、そもそも、本件規程の基準に適合すると認められ、指定を受けることができたか否かによるものであって、何ら矛盾するものではない。

第6 結論

以上のとおり、本件不指定処分及び本件省令改正に至る経緯を見ても、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について、当然に支給法の適用が前提とされていたとはいえないし、支給対象外国人学校の指定の要件を満たすとされていたともいえないのであって、本件不指定処分及び本件省令1条1項2号への規定の削除が何ら違憲、違法な差別でないことは明らかである。したがって、原告らの主張には理由がない。

以上